

日 薬 業 発 第 167 号
令 和 元 年 8 月 27 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 田 尻 泰 典

**「薬と健康の週間」等において独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う
活動への協力依頼について**

標記につきまして、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）理事長及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長より、別添のとおり協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

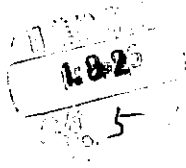
令和元年度「薬と健康の週間」につきましては、令和元年7月5日付け日薬業発第121号にてお知らせしたところですが、今般、都道府県薬剤師会及び地域薬剤師会主催のイベントにPMDAが作成した広報資料を提供することなどの活動に対して協力が求められております。（別添1）

また、PMDAでは毎年「薬と健康の週間」をはじめ、12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、副作用被害救済制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを実施し、広報資材の配布や出前講座を行っており、併せて周知・協力が求められています。（別添2）

つきましては、貴会会員へのご周知につき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

別添1：「薬と健康の週間」における独立行政法人医薬品医療機器総合機構広報資料配布へのご協力依頼について（令和元年8月20日付け薬機発第0820019号）

別添2：独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）（令和元年7月31日付け薬生副発第0731第3号）



薬機発第 0820019 号
令和元年 8 月 20 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 藤原 康弘



「薬と健康の週間」における独立行政法人医薬品医療機器総合機構
広報資料配布への協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、一般国民に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）が行う業務を紹介し、薬に関する知識やPMDAの相談業務、救済制度等を知っていただくため、別添のとおり「薬と健康の週間」における都道府県薬剤師会及び地域薬剤師会主催のイベントにおいて、PMDA作成の広報資料の配布に対するご協力をお願いするものです。

つきましては、貴会より都道府県薬剤師会及び地域薬剤師会へ協力依頼をしていただきたく、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

「薬と健康の週間」における独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA） 広報資料配布へのご協力について

1. 趣旨

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下PMDA）は、医薬品の副作用による健康被害の救済業務、医薬品の承認審査業務及び製造販売後の安全対策業務を行っている日本唯一の組織です。

国民の皆様に関心する正しい知識をより知っていただくため、PMDAでは「薬と健康の週間」を機会に様々な情報発信を予定しており、「薬と健康の週間」期間に貴団体が開催されるイベントにおいても、PMDAが作成する広報資料を配布いただきたくご協力をお願いするものです。

2. 対象

令和元年度の「薬と健康の週間」に貴団体が開催されるイベントを対象と考えております。PMDAによるイベントの後援等については下記窓口までご相談下さい。

3. 配布対象の広報資料

PMDAが作成している広報資料（別紙参照）をご提供いたします。なお、広報資料の数に限りがございます。申し込み状況によっては、提供数を調整させていただく場合がございますので、ご了承ください。

4. 申し込み方法

ご協力いただける場合には、貴団体会員の申し込みを取りまとめの上、別紙の申込書に必要事項を記載し、PMDA窓口にFAX又はE-mailでご連絡ください。これまでは貴団体会員より個別にお申込みいただいておりますが、申込方法が変更になりましたので、ご注意ください。なお、広報資料の申込期間及び発送期間は以下のとおりとさせていただきます。

申込期間：令和元年9月9日～9月13日

発送期間：令和元年9月30日～10月4日

(本件に係るPMDA窓口)

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）
経営企画部 広報課 八田、平野

電 話：03-3506-9454

F A X：03-3506-9461





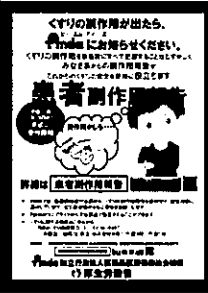
E - mail：kouhou-ka@pmda.go.jp

PMDAが作成する広報資料の提供申込書

(注意) 所属団体ごとに必要数を取りまとめの上、お申込みください。

申込先：経営企画部広報課担当 FAX：03-3506-9461

※ FAX番号が誤っていないか、送信前に必ずご確認ください。

<p style="text-align: center;">①</p>  <p>(A4 1枚)</p>	<p style="text-align: center;">②</p>  <p>(A4 1枚)</p>	<p style="text-align: center;">③</p>  <p>(A3中折 1枚)</p>
枚	枚	枚
<p style="text-align: center;">④</p>  <p>(A6 8ページ)</p>	<p style="text-align: center;">⑤</p>  <p>(A4 1枚)</p>	
枚	枚	

申込日 年 月 日

(申込み団体名)
 (ご担当者様の連絡先)
 ● 担当者氏名
 ● TEL
 ● E-mail

(広報資料の送付先住所) 〒



薬生副発 0731 第 3 号
令和元年 7 月 3 1 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長



独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、会報誌やホームページに掲載するなど、広報にご協力いただき、貴法人等の会員及び役職員又は管下の医療機関等に周知くださいますようお願い申し上げます。

また、機構では、リーフレットその他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として自治体や医療機関に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を無料で実施していますので、ぜひご活用ください。

（広報資料）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

（出前講座）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

（出前講座チラシ）

<http://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

(別添1) 新聞広告原稿

お薬を使うときに
思い出してください。



PANDA

お薬は正しく使っていても、
副作用の起きる可能性があります。
万一、入院治療が必要になるほどの重症被害がおきたとき、
医療費や年金などの給付をおこなう
公的な制度があります。



SPAVIS
薬6なるじ



お薬に
副作用が
おきたら

医薬品 副作用被害 救済制度

救済制度
相談センター

0120-149931

特設サイトで制度詳細を公開中

詳しくは「副作用 救済」PANDA

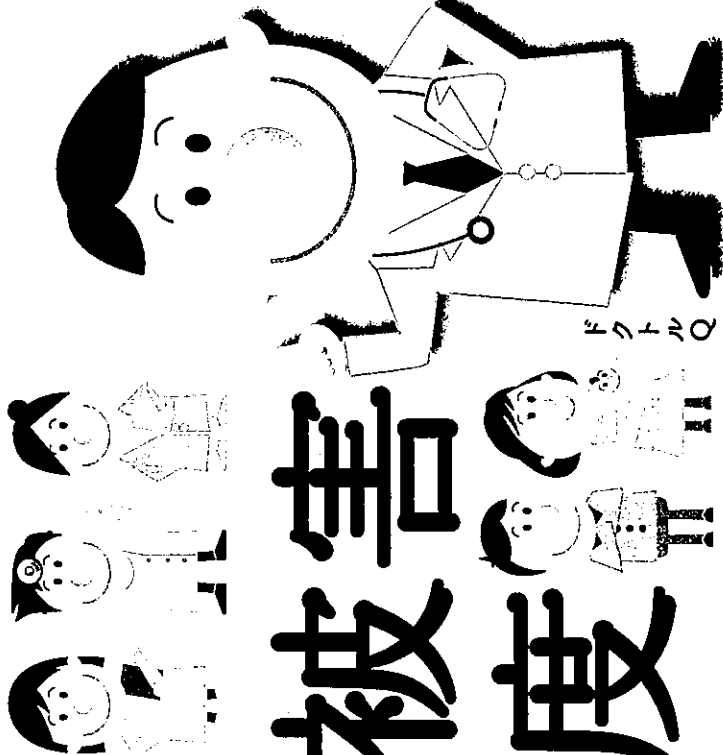




お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。

お薬は正しく使っても、副作用の起きる
可能性があります。万一、入院治療が
必要になるほどの健康被害がおきたとき、
医療費や年金などの給付をおこなう
公的な制度があります。いざという時のために、
暮らしに欠かせないお薬だから
あなたもぜひ知っておいてください。

医薬品 副作用被害 救済制度



ドクトルQ

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

☎0120-149-931

詳しくは

副作用 救済

または

PMDA

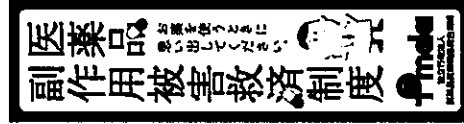
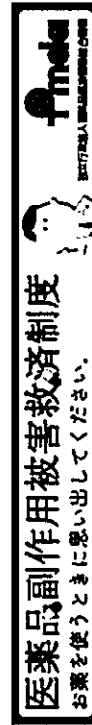
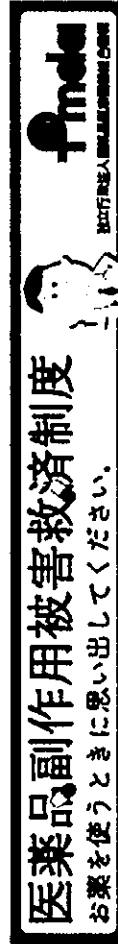
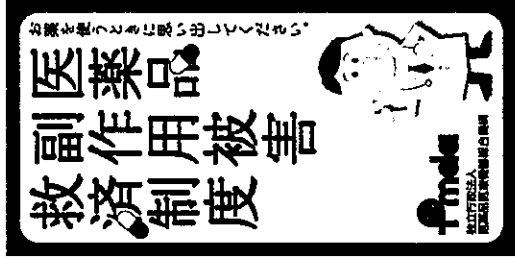
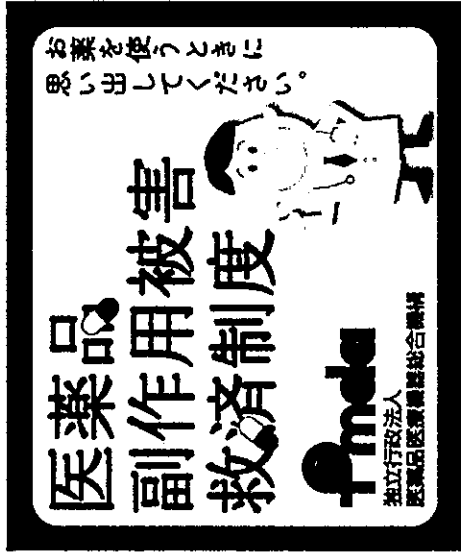
で

検索

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。
受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金
(休日・年末年始をのぞく)
Eメール：kyufu@pmda.go.jp

救済制度
相談窓口

(別添3) バナー原稿

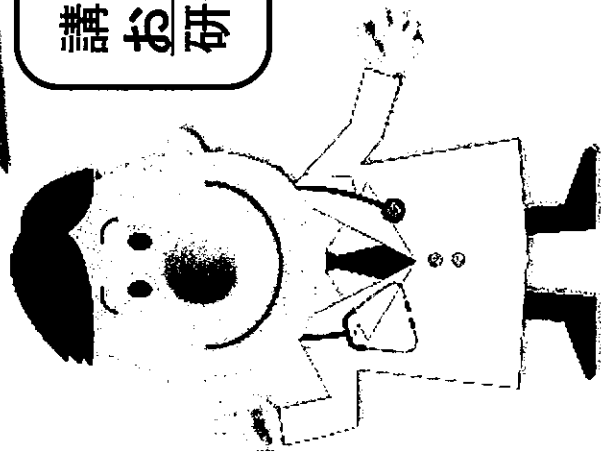


「医薬品副作用被害救済制度」は薬の副作用により重篤な健康被害を受けられた方を救済する公的な制度です。

● 医薬品副作用被害救済制度のご説明に

PMDAより講師派遣いたします(出前講座)

全国どこでも!
休日・夜間でも!



ドクトルQ



講師の派遣については、交通費、謝礼金等は一切 いただいておりません。 医療機関、医師会、薬剤師会、行政機関などでの研修に、ぜひお役立てください。

【連絡先】 PMDA 健康被害救済部企画管理課

◆ 出前講座に関する連絡先

電話番号: 03-3506-9460

Eメール: kyufu@pmda.go.jp

◆ 救済制度相談窓口

電話番号: 0120-149-931 (フリーダイヤル)

受付時間: (月～金)9時～17時(祝日、年末年始を除く)

Eメール: kyufu@pmda.go.jp

◆ 救済制度及び出前講座の詳細はPMDAホームページをご覧ください。

<http://www.pmda.go.jp>

「PMDA 出前講座」 → 検索!